



はーと なび



社団法人 全国腎臓病協議会

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 1-20-9 巣鴨ファーストビル 3 階

2014 年 3 月 14 日発行

TEL: 03 (5395) 2631 FAX: 03 (5395) 2831 E-mail: sougei@zjk.or.jp

全腎協 通院介護対策委員会

透析患者のための介護保険・施設入居マニュアルを作成 介護保険利用・施設サービスをわかりやすく解説

通院介護対策委員会は、来年度事業のなかで介護保険利用ならびに施設入居に関するマニュアルを作成し、各県組織をはじめ希望する会員等へ配布することを決定しました。

全腎協にはこれまでも「介護保険の利用方法がよくわからない」「どこに相談すれば良いかわからない」などの介護保険に関する問い合わせが多くよせられていました。また、近年ではサービス付き高齢者向け住宅などの多様な有料老人ホームが増加してきたことに伴い、「施設に入りたいが、透析患者が入れる施設はどれか」「それぞれの施設の違いがわからない」などの声もよせられるようになりました。

このような状況を受けて通院介護対策委員会は、透析患者の立場に立った解説資料が必要であるとして、介護保険利用について、

施設サービスについて、の 2 種類のマニュアルの作成に着手することを決定しました。介護保険利用については、介護認定からサービス利用までの流れとサービス内容をわかりやすく説明し、施設入居については、施設の種類と特徴、入居要件がすぐにわかるような形式をとる予定です（下図参照）。

委員会では、このマニュアルを介護保険を利用しようとする人だけでなく、介護保険にふれる機会が少ない人にも手に取ってもらいたいとしています。マニュアルをきっかけに介護について考え、ひいては介護保険の知識を必要とする患者にアドバイスができるようになるなど患者会活動につながることを委員会は期待しています。なお、委員会は来年度の早い段階での完成をめざし、今年度中から制作作業を本格化させる予定です。

透析患者のための介護保険利用マニュアル

- 介護保険の利用方法（申請→介護認定判定→ケアプラン作成→サービス利用開始）と介護度に応じた利用限度額・自己負担について説明。
- 介護保険で利用できるサービスの内容を解説。
- 透析患者が介護保険サービスを利用する際の留意点を説明。

透析患者のための施設サービス利用マニュアル

- 特別養護老人ホーム、老人保健施設、有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム等含む）、グループホームなどの施設について、相違点と特徴を整理。
- 透析患者が施設サービスを利用する際の留意点を説明。

《トピックス》

平成 26 年度老人保健福祉関係予算 生活支援サービス整備に 5 億円計上

厚生労働省は介護保険・老人福祉関連の平成 26 年度予算額について、前年度より 1,343 億円増の 2 兆 7,184 億円を請求額とすることを発表しました。

予算増の理由としては、地域支援事業交付金の増額や訪問看護の供給体制の拡充など地域包括ケアシステム構築関連予算等の新規計上が挙げられています。地域支援事業交付金（642 億円）に関しては、認知症に係る地域支援事業の充実（一部新規）に 17 億円、生活支援サービスの基盤整備（新規）に 5 億円が計上されています（下表参照）。

基盤整備に 5 億円が計上された「生活支援サービス」とは、各市町村が地域特性に合わせて柔軟なサービス提供を行うもので、来年の介護保険制度改定以降、最も拡充が望まれている事業です（くわしくは前号の“はーと・なび”をご参照ください）。

あわせて、来年度から新たに地域の医療・

地域支援事業交付金 新規事業 ○認知症に係る地域支援事業の充実（一部新規） 17 億円

「認知症食集中支援チーム」の新設（100 カ所）や「認知症地域支援推進員」の配置（470 カ所）等に充てる。

○生活支援サービスの基盤整備 5 億円

生活サービスの充実にむけて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「生活支援サービスコーディネーター」を新たに配置する（平成 26 年度は全市区町村のうち 1/5 程度の自治体を実施することを想定）。

介護サービス連携の推進を目的とした財政支援制度の創設を行うことも明らかになりました。この基金は消費税増収分を財源とし（平成 26 年度公費で 904 億円）、高齢者が可能な限り在宅生活を続けられる体制整備のために交付されるものです。国は各都道府県がそれぞれ作成した地域の医療・介護サービス連携促進にむけた計画に基づき基金を分配するとされています。

必要な事業に対し予算計上が行われることは妥当ですが、全腎協ではこの交付金や基金が正しく目的に沿って適切に執行されるかどうかを注視する必要があるとして、引き続き情報収集に努めていきます。

自家用有償旅客運送 運営協議会 神奈川県・栃木県で書面議決導入

神奈川県と栃木県内の福祉有償運送の運営協議会について、今後「変更のない更新登録」等の場合、運営協議会を開かず、書面のみにて協議が整ったものとする旨の要綱改正が行われました（NPO 法人全国移動ネット調べによる）。

昨年 4 月の通達改正により、自家用有償旅客運送の運営協議会や地域公共交通会議について、書面送付で議決可能とすることが明文化されました（書面議決は以前から認められていたものの、明文化はされていませんでした）。全国移動ネットでは、上述の 2 県の動きをこの通達改正の影響ととらえており、今後このような自治体が増えていくことではないかと予想しています。

※ 自家用有償旅客運送について情報提供にご協力下さい！

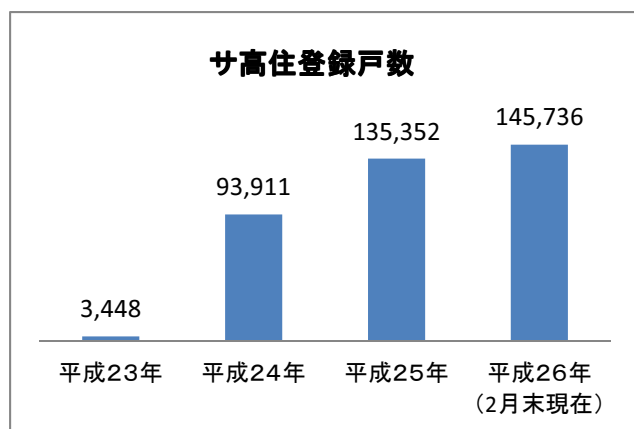
運営協議会の書面議決について、ならびに自家用有償旅客運送の権限移譲について、お住まいの地域の動きに関する情報をぜひ全腎協事務局までお寄せ下さい。ご協力よろしくお願いいたします。



増えるサービス付き高齢者向け住宅 平成 26 年 2 月末時点 14 万戸超に

平成 23 年以來、サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）の登録戸数は増加の一途をたどり、今年 2 月末時点での総登録戸数は 14 万 5,736 戸（4,524 棟）となりました。

国が行うサ高住への建設費補助（1 戸につき上限 100 万円の範囲内で建設費の 1/10、改修費の 1/3 について、補助が受けられる）や税制優遇などの影響もあり、サ高住はその数を著しく増やしています（グラフ参照）。



とはいえ、サ高住の開設状況は地域によって大きく異なるもようで、登録戸数にも地域差がみられます。例えば、現在最も多くのサ高移住がある大阪府と最も少ない佐賀県では、1 万戸以上の開きがあります（下表参照）。サ高住の増加傾向は今後しばらく続くものとみられますが、地域の実情に即した新設が行われているか注視する必要があります。

都道府県別サ高住登録戸数（一部）

大阪	14,621 戸
北海道	10,544 戸
東京	7,909 戸
埼玉	7,763 戸
兵庫	6,848 戸
福岡	6,648 戸
：	：
宮崎	699 戸
佐賀	448 戸

《事務局より》

■前号記事について訂正とお詫び

前号（No.89）江頭博幸さん追悼の記事中ご逝去日について誤りがありました。次の通り訂正の上お詫び申し上げます。

（誤） 昨年 12 月、長年にわたり通院送迎活動に尽力された…

（正） 1 月 14 日、長年にわたり通院送迎活動に尽力された…

■活動状況報告書の提出にご協力下さい

通院送迎団体の皆さまにはお手数ですが 10 月～12 月分の活動状況報告書の提出をお願いいたします。

なお、1 月～3 月分につきましては、4 月 11 日（金）までにご提出下さいますようお願いいたします。ご提出いただきました報告書の内容を 5 月の全国大会資料に掲載いたしますので、編集の関係上、上記までにご提出いただきますようご協力をお願いいたします。

■「ボランティア運転講習会助成金」本年度分の受付期限は 3 月末です！

期限を過ぎると 2013 年度分の受付ができなくなってしまいますので、ご注意下さい。

■全腎協は、一般社団法人へ移行します

公益法人制度改革に伴い、全腎協は 4 月より「一般社団法人」へ移行し、名称が一般社団法人全国腎臓病協議会となります。法人格は変更いたしますが、通院介護支援事業をはじめとする諸活動は、今後とも継続いたします。

全腎協は、腎臓病患者の命とくらしを守る団体として、わが国の社会保障制度の向上にむけてますます積極的に活動を展開する所存です。どうぞ皆様方の変わらぬご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。